

日本医真菌学会若手研究者奨学金に関する規約

1. 日本医真菌学会は、医真菌学領域において将来の発展を期待し得る若手会員の研究を助成するために、若手研究者奨学金を給付する。
2. 本奨学金は満 35 歳未満で会員歴 2 年以上の会員若干名に対して生涯 1 回給付する。ただし、次の（ア）または（イ）に該当する場合には、満 40 歳未満で会員歴 2 年以上の会員を対象者として選考できる。
 - （ア） 医薬学あるいは獣医学系などの 6 年制大学を卒業し、研修等の実地業務を経て医真菌研究を開始したことを推薦者が上申し、選考委員会が認めた場合。
 - （イ） 人事記録等により確認できる候補者の出産・育児による休業等（休暇、休職、離職を含む）に伴う研究活動の中断期間が通算 3 ヶ月以上であることを推薦者が上申し、選考委員会が認めた場合。
3. 本奨学金を受けたものは、翌々年 3 月末日までに所定の報告書を学会あてに提出するものとする。また、翌々年の学術集会のシンポジウムで成果を報告し、その内容を機関紙 Medical Mycology Journal に英文で公表する。
4. 本奨学金の給付額は前年度繰越金総額の 2%を上限とし、理事会で決定する。なお、剰余金が生じた場合は次年度繰越を行わない。
5. 本奨学金の研究期間は 1 年とする。
6. 本奨学金は下記要領によって選考される。
 - （1）選考委員は理事長を除く理事全員とし、選考委員長は理事の互選により選出される。
 - （2）応募者は募集期間内に所定の応募用紙を学会に提出しなければならない。
 - （3）受給者の選考および給付金額は選考委員会において審議し、理事会の承認を経て決定する。

付則

- （1）本規約は 2023 年 10 月 5 日より施行する。